

あきた環境学習応援隊実施要綱

(趣旨)

第1条 環境学習機会の充実・拡大による、地域の環境保全活動の活性化を図るため、講師派遣、教材の提供、施設見学の受入れ等を実施する県内の事業者、公益的団体、特定非営利活動法人、地方公共団体等（以下「事業者等」という。）を「あきた環境学習応援隊」（以下「応援隊」という。）として登録し、当該登録情報を県民、学校、地域団体等（以下「県民等」という。）に提供する。

(県の役割)

第2条 県は、応援隊が実施する環境学習の支援に関する情報を県ウェブサイト等の手段により県民等に提供し、応援隊の活用促進に努める。

2 県は、応援隊が環境学習の支援を実施するに当たって、広報、資料の提供及びその他の必要な支援を行う。

(応援隊の活動)

第3条 応援隊は、県民等が実施する環境学習の充実に資するため、講師派遣及び教材の提供（派遣・提供型）、施設見学の受入れ（受入型）等の支援を行う。

(応援隊の登録)

第4条 登録を希望する事業者等は、「あきた環境学習応援隊登録申込書（様式第1号）」又は秋田県電子申請・届出サービスにより、県に申し込むものとする。なお、登録の申込みに際しては、次の各号に該当することを条件とする。

- (1) 反社会的勢力と関係を有していない。
- (2) 法令違反、公序良俗に反する等、応援隊の活動として不適当な事実はない。
- (3) 県民等の環境学習を支援する目的の内容である。
- (4) 特定の政党、政治団体又はこれに類する団体に利する内容ではない。
- (5) 特定の宗教団体又は特定の教義の普及を目的とする団体に利する内容ではない。
- (6) 営利性の特に強い活動内容ではない。

2 県は、前項の規定による申込みがあったとき、次の各号の一に該当する事業者等を応援隊と

して登録するものとする。

(1) 派遣・提供型については、過去に講師派遣、教材の提供等の実績を有していること。

(2) 受入型については、秋田県内に対象施設又は土地を所有若しくは管理しており、過去に見学の受入れ等の実績を有していること。

3 県は、前項の規定により事業者等を応援隊として登録したときは、速やかに「あきた環境学習応援隊登録証」を付して当該事業者等に通知するものとする。

4 応援隊の登録は、第6条の規定による届出がない場合は、毎年度継続されるものとする。

(登録内容の変更)

第5条 応援隊は、登録内容に変更を生じたときは、速やかに書面により県に届け出るものとする。

2 前条第3項の規定は、登録内容の変更についても準用する。

(登録の辞退)

第6条 応援隊は、その登録に係る事業等の廃止その他の理由により登録を辞退するときは、書面により県に届け出るものとする。

(登録の取消)

第7条 県は、前条の規定により辞退の届出があったときは、登録を取り消すものとする。

2 県は、応援隊の登録内容に虚偽があったとき又は第4条第1項各号のいずれかに該当しないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

(応援隊の状況報告)

第8条 応援隊は、県から環境学習の支援実績等に係る実施結果について報告を求められた場合は、「あきた環境学習応援隊実施結果報告書」(様式第2号)により報告することとする。

2 県は、応援隊のうち、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第20条における体験の機会の場の認定を受けた事業者等で、当該事業者等から同法第20条の4及び同法施行規則第12条に基づく実施状況に関する報告があった場合は、前項の報告があったとみなすことができる。

3 その他、応援隊は、環境学習の支援実績等に係る写真等の資料を県が求めたときは、これに協力するものとする。

(事務局)

第9条 応援隊の登録等の事務局は、生活環境部温暖化対策課におく。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援隊の実施に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

この改正は、令和5年12月8日から施行する。

この改正は、令和7年2月6日から施行する。